

組合員の皆様へ

こんなときは届出が必要です。

●組合員の資格に異動があった

- ・売買・賃借権・利用権などで資格が移る場合
- ・組合員が死亡した場合
- ・経営移譲した場合
- ・組合員の住所が変更になる場合

資格得喪の通知書

●口座自動振替にしたい ●引落口座を変更したい

- ・新規で口座振替を希望する場合
- ・組合員の交代などで、口座を変更する場合

※届出口座を解約した場合は、引落しができませんので現金扱いとなります。(連絡の行き違いにより納入期限が過ぎると過怠金が発生します。)

貯金口座振替依頼書

福島さくら農業協同組合の取扱いのみです。福島さくら農業協同組合の窓口または土地改良区事務局でお手続きください。

●農地を転用する予定がある

- ・農地を宅地などの農地以外に転用する場合
- ・農地を公共事業用地として転用した場合（道路・公共施設など）

農地転用等の通知書など

●用途を変更したい

- ・田を畑に、または畑を田に転用する場合
- ・畑に農業用ハウスを建てる場合

用途変更申出書
畑地化申請書 など

三春町役場、農業委員会、法務局、農協などに所有者名・面積などの変更手続きを行っても、三春町土地改良区の組合員、地積簿は変更されません。変更がある場合は三春町土地改良区への申請・手続きをお願いします。

ご注意ください

土地改良区地区内の農地を売買するときや、組合員の資格を交代する場合に、その農地に滞納賦課金があると、土地改良法の規定により、その納入義務は新しい組合員の方に生じますので、後でトラブルが生じないようにご注意ください。

各届出用紙は、三春町土地改良区事務局にあります。
手続き等、ご不明な点がございましたらご相談ください。

TEL 0247-73-8600 FAX 0247-61-1110

三春町土地改良区(三春町役場2階) 平日:午前8時30分~午後5時